

次年度クラブ役員選出・選挙に関して

2015～2016年度

335-A 地区

地区会則委員長 田中 充

次年度クラブ役員選出・指名・選挙は下記の通り行う。(クラブ会則・付則第2条)
次期クラブの役員は、前会長・2年理事除き下記の手順によって選出され選挙会を持って決定し構成される。但し、グッド・スタンディング会員であること。

クラブ役員 (クラブ会則第7条)

- 1、クラブ理事会を構成するクラブ役員は、
会長、前会長、第1副会長、第2副会長(副会長は複数)、幹事、会計、ライオン・テーマ(設置は任意)、テール・ツイスター(設置は任意)、会員委員長、1年理事、2年理事。
- 2、クラブ規模によりそれぞれのクラブで役員構成人数を決める。
最低11名で役員構成できる。任意を除けば9名で役員構成。
- 3、会長職は、2期連続就任する事は出来ない。2期連続就任した場合、前会長職が不在となりクラブ会則第7条1項に反する事となる。
- 4、原則として理事の任期は2年間、1年目の理事を1年理事・2年目の理事を2年理事と呼称する。原則として1年目の理事は次年度2年理事となる。
但し、その年度において新たに選出された2年理事の場合、その2年理事は指名・選挙をする必要がある。
- 5、会員理事は改正され会員委員長となる。

会員委員長に関して

2013年度より、クラブ会則・付則が改正され従来の会員理事が会員委員長として理事会構成員となった。

- 1、2013年度以前はローテーション・システムにより3人の会員が会員委員会に属し1年ずつ順に委員・副委員長・委員長(会員理事)を務めていたが、改正により会員委員長となり指名・選挙することになった。
- 2、会員委員長が理事会構成員となり、クラブ組織において会員委員長となる。
- 3、会員委員長は指名において、次期会長予定者の意向を反映し、クラブの発展の及び会員の満足度向上に関心のある会員を選出することを求められる。
(クラブ付則第3条役員の任務第6項・第4条2項会員委員会)
- 4、会員委員会組織は、改正前はローテーションの3人で構成するとなっていたが、会員増強に合わして会長と協議の上選出することが出来る。
- 5、会員委員長の職務・職責は第3条6項に記載、熟読し理解と実行を求める。

クラブ規模と規則

クラブ会則第6条<クラブの規模>クラブは必要な最低人数20名を維持する規則を満たしていない会員少数クラブにおいて、クラブ役員構成員（理事会構成員）の中で前年同様留任が生じるが、その様なクラブであっても同様に指名委員の指名、指名会・選挙会を経て役員選出を行うよう努力すること。

グッド・スタンディング会員と役員資格

- 1、クラブ役職に立候補（就任）出来るのは、正会員・終身会員の内正会員の義務を果たしている終身会員。（不在・優待・名誉・賛助・準会員・終身会員で正会員の義務を果たしていない終身会員は就任できない。）
家族会員（子会員）も立候補できる。但し、総ての会員種においてグッド・スタンディング会員であることが条件となる。
- 2、グッド・スタンディング会員とは、正会員の義務を果たしている会員。
例会出席・例会出席を理由なく連続4回欠席した場合（役員必携クラブ幹事の職務参照）・クラブ奉仕事業への参加・課せられた会費の支払い・ライオンズ会員としての良好なイメージを示す言動・行動。
以上を満たしている会員がグッド・スタンディング会員と称する。

クラブ役員選出の手順

- 1、役員の資格は、グッド・スタンディングの会員（正会員及び終身会員で正会員の義務を果たしている終身会員・家族会員の子会員）以外は役員に選出されない。
- 2、クラブ役員選出は、前会長・2年理事・会員理事を除き下記の手続によって選出する。
- 3、会長は1月理事会（2月理事会でも可能）において次期役員指名委員を任命する。指名委員の選出はクラブ理事会の承認が必要。
指名委員とは、3月に開催される指名会（クラブ付則第2条4項）に上程する次期クラブ役員候補者名を選出する委員会で、委員長は委員会の互選が望ましい。指名委員の数は3～5名（クラブ規模により変動する）が適当であるが、これはあくまでも会長の任命権に基づくものでそれぞれのクラブで設定することが望ましい。
- 4、毎年一定のルールに基づいて任命する事が安定したクラブ運営に大きく貢献するものと思われる。次の事柄を配慮し指名委員を任命するべきである。
 - ① 継続性を維持するためにクラブ実情に精通した会員。
 - ② 各年齢層、ライオン歴を考慮しそれぞれの声を反映できる会員。
 - ③ 指名委員の任命は、理事会承認後例会報告し会員に周知させる事。
 - ④ 指名委員に現職の会長・幹事は選出しない。
- 5、2月中に指名委員会を開催し慎重審議の上役員を選出し指名する。
会長は次期役員を選出する責任者であり、委員会の開催招集は会長の職責。
会長は職権委員（クラブ付則第4条4項）として出席し指針を示す事。

- この委員会は、通常役員の定数だけの候補者を選出するが、開会に当たりクラブ会則第7条（役員）第8条（理事会）の項を認識し対処する必要がある。
- 6、次期役員指名会（例会）は3月中に開催。（クラブ付則第2条4項）
理事会は指名会開催の開催日時・場所を決定し、その期日の少なくとも14日前に書面で会員に通知する事。
 - ① 指名委員会で取りまとめた次期役員候補者を次期役員指名会で委員長が発表する。
取りまとめた次期役員候補者名を指名会まで公表しないことが望ましい。
 - ② 次期役員指名会の席上において、会員は自ら、あるいは指名委員会の発表した以外に推薦したい会員があれば候補者名を指名する事が出来る。
 - ③ 以上で指名会は終了し、次期役員候補者の指名が締め切られる。
 - 7、就任不可能の被指名（クラブ付則第2条9項）
指名会から選挙会に至る間に、指名された候補者が何らかの理由によってその役職への就任が不可能になった場合、他に推薦された候補者がいないときには指名委員会はその役員追加候補者名を選挙会に提出する。
しかし、役員に指名されることは大きなアクティビティで辞退するべきでない。
 - 8、次期役員選挙会は4月15日までに開催する。
理事会は選挙会開催の開催日時・場所を決定し、その期日の少なくとも14日前に書面で会員に通知する。
 - 9、選挙会では次期役員候補者に対して投票、またはその他の方法で承認を求める事を明記すること。
選挙会において、会員はその席から候補者を指名することはできない。
定数通りの候補者の場合は、投票は省略し会長が各候補者の氏名を読み上げ確認することで選挙会が成立する。
 - 10、クラブ役員は毎年選出され、7月1日に就任する。任期は翌年6月30日まで。
地区出向者の任期は、国際大会においてガバナー就任から翌年国際大会次期ガバナー就任の前日まで。
 - 11、幹事は選挙会后15日以内に国際本部に選出された新役員を速やかに報告する。
最終例会（年次例会）において、次期役員氏名を発表することでクラブ付則第2条1項を満たす。

就任不可能・欠員・役員の補充

- 1、指名会から選挙会に至る間に就任が不可能になった場合、指名委員会はその役員の追加候補者を選挙会に提出する。
- 2、会長・副会長が欠員となった場合は、副会長は順位に従って昇格する。
その他の役員に欠員が生じた場合は、理事会はその役職の残任期間の後任者を任命する。
- 3、選挙会后役員に選出された者が、就任不可能になった場合、会長は特別指名会及び選挙会を招集し14日前に目的・日時・場所を記載し通知を出し選出する。